

令和6年分

定額減税でどうなる？

源泉徴収票（給与・退職）作成・提出の実務

税理士・社会保険労務士 安田 大

法定調書とは、一定の支払いを行った場合に、その作成や提出が法律上義務付けられている調書をいい、その支払金額がそれぞれ一定金額を超えるもの等については、翌年1月31日までに税務署に提出する必要があります。

ここでは、令和6年分の法定調書のうち、定額減税により記載内容の追加が行われた「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」と「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」について、その作成、提出の実務を解説していきます。

I 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・提出

① 源泉徴収票（給与支払報告書）の作成

年末調整の計算が終了したら、その年の1月から12月までの間に支払いの確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した給与所得の「源泉徴収票」と「給与支払報告書」を作成します。

所得税の源泉徴収票と住民税の給与支払報告書は、個人番号・法人番号等を除いて

記載内容が同一です。源泉徴収票は、基本的には、源泉徴収簿の年末調整欄の数値（一部は、保険料控除申告書の数値等）を転記することによって作成することができます。

② 源泉徴収票の記入方法

給与所得の源泉徴収票の記入方法は図表1の通りです（4ページ図表2は記載例。○囲みの番号は5ページ図表3源泉徴収簿・年末調整欄の該当番号です）。

図表1 給与所得の源泉徴収票の記入方法

記入欄	記入すべき内容
①支払を受ける者 －住所又は居所	令和7年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所または居所を記入します。
②支払を受ける者 －役職名・氏名	氏名、フリガナを記入し、法人の役員である場合には社長、専務、取締役工場長等その役職名を、役員でない場合には経理課長、営業係等その職務の名称を併記します。
③種別	俸給、給料、歳費、賞与などのように給与等の種別を記入します。
④支払金額	令和6年中に支払いの確定した給与等（中途就職者について、前職分を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含む）の総額を記入します。源泉徴収票の作成日現在で未払いのものがあるときは、その未払額を上段に内書きします。

⑤ 給与所得控除後の金額（調整控除後）	給与所得控除後の給与等の金額（所得金額調整控除適用後）を記入します。
⑥ 所得控除の額の合計額	給与所得控除後の給与等の金額から控除した所得控除（12種類）の額の合計額を記入します。
⑦ 源泉徴収税額	年末調整をした給与等の場合には、年末調整をした後の源泉徴収税額（所得税額と復興特別所得税額との合計額、中途就職者について、前職分を通算して年末調整を行った場合には、その金額を含む）を記入します。年末調整をしない給与等の場合には、令和6年中に源泉徴収すべき税額（月次控除の適用がある場合には、月次控除後の税額）の合計額を記入します。
⑧（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者控除を適用した場合には、「有」欄に○を付けます。その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、「老人」欄にも○を付けます。
⑨ 配偶者（特別）控除の額	「配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入します。
⑩ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	特定扶養親族がいる場合には、「特定」欄の左側に人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 老人扶養親族がいる場合には、左側の点線の右側に老人扶養親族の人数を、点線の左側には、そのうち同居老親等の人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 特定扶養親族または老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、「その他」欄の左側に人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。
⑪ 16歳未満扶養親族の数	16歳未満扶養親族の人数を記入します。
⑫ 障害者の数（本人を除く。）	障害者のうち特別障害者がいる場合には、「特別」欄の点線の右側に人数を、点線の左側には、そのうち同居特別障害者の人数を記入します。 特別障害者以外の障害者がいる場合には、「その他」欄に人数を記入します。
⑬ 非居住者である親族の数	非居住者である親族（国外居住親族）の人数を記入します。
⑭ 社会保険料等の金額	給与等から控除した社会保険料、小規模企業共済等掛金の額（中途就職者について、前職分を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料、小規模企業共済等掛金の額を含む）、申告分の社会保険料の額、申告分の小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入します。小規模企業共済等掛金の額がある場合には、上段にその額を内書きします。
⑮ 生命保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した生命保険料の控除額を記入します。
⑯ 地震保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した地震保険料の控除額を記入します。
⑰ 住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除額を記入します。ただし、算出年税額より住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合には、控除することができた額（算出年税額）を記入します。
⑱（摘要）	<p>① 年末調整時に定額減税を実施した場合には、源泉徴収時所得税減税控除済額、控除外額を記入します。</p> <p>② 合計所得金額が1,000万円超である同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の特別控除を実施した場合には、その旨（非控除対象配偶者減税有）を記入、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者に該当し、源泉徴収票の摘要欄に同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨を記載している場合は「減税有」を追記します。</p> <p>③ 所得金額調整控除の適用要件について、i 本人が特別障害者の場合は、記入不要、ii 同一生計配偶者が特別障害者の場合、控除対象配偶者欄に記入がないときは、「同一生計配偶者の氏名（同配）」を記入、iii 扶養親族が特別障害者・扶養親</p>

㊚(摘要)	<p>族が23歳未満扶養親族の場合、扶養親族欄、16歳未満の扶養親族欄に記入がないときは、「扶養親族の氏名(調整)」を記入します。</p> <p>㊔前職がある場合には、i 他の給与等の支払者が支払った給与等の金額、控除した社会保険料等の金額、控除した所得税等の金額、ii 他の支払者の住所・所在地、氏名・名称、iii 退職年月日を記入します。</p> <p>㊕(給与支払報告書)退職手当等の支払いを受ける一定の配偶者または扶養親族がいる場合、その氏名等を記入します。</p> <p>* 摘要欄への他の記載項目に先立って、定額減税に関する事項㊑㊒を記入します。</p>
㊓生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額など5種類の生命保険料の金額を記入します。
㊔住宅借入金等特別控除の額の内訳	<p>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、住宅借入金等特別控除の適用数、居住開始年月日(和暦)、住宅借入金等年末残高などを記入します。</p> <p>住宅借入金等特別控除の「区分」欄には、㊑一般の住宅借入金等特別控除(増改築等を含む)の場合は「住」、㊒認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合は「認」、㊓特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合は「増」などを記入し、また、住宅の新築等が、i「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」, ii「特別特定取得」に該当する(「特例取得」および「特別特例取得」を含む)場合には「(特特)」, iii「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記します。</p> <p>住宅借入金等特別控除の適用を受け、算出年税額より住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合には、住宅借入金等特別控除額を住宅借入金等特別控除可能額欄に記入します。</p>
㊕配偶者の合計所得	配偶者控除額または配偶者特別控除額を適用した場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。
㊖国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額がある場合に記入します。
㊗旧長期損害保険料の金額	旧長期損害保険料の金額がある場合に記入します。
㊘基礎控除の額	<p>基礎控除額が、32万円、16万円、0の場合に記入します。</p> <p>* 基礎控除額が48万円の場合は何も記入しません。</p>
㊙所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合に、所得金額調整控除額を記入します。
㊚(源泉・特別)控除対象配偶者	<p>配偶者控除または配偶者特別控除の適用がある場合、配偶者の氏名、フリガナを記入します。</p> <p>* 配偶者が非居住者である場合には、「区分」欄に○を付けます。</p>
㊛控除対象扶養親族	<p>控除対象扶養親族の氏名、フリガナを記入します。</p> <p>* 控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「区分」欄に01(30歳未満または70歳以上)、02(留学生)、03(障害者)、04(38万円以上送金)のいずれかを記入します。</p>
㊜16歳未満の扶養親族	<p>16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナを記入します。</p> <p>* 16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、「区分」欄に○を付けます。</p>
㊝「未成年者」から「勤労学生」までの各欄	<p>該当する事項がある場合に○を付けます。</p> <p>* 未成年者とは、平成19年1月3日以後に生まれた人をいいます。</p>
㊞中途就・退職	中途就職の場合は、就職欄に○、中途退職の場合は、退職欄に○を付け、年月日を記入します。
㊟受給者生年月日	元号・生年月日を記入します。

* 受給者交付用には、個人番号・法人番号は記入しませんが、税務署提出用には、受給者、(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族の個人番号、支払者の個人番号・法人番号を記入します。給与支払報告書には、それに加えて、16歳未満の扶養親族の個人番号も記入します。

図表2 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）の記入例

令和6年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受け る者	住所 又は居 所	(A) 東京都武蔵野市吉祥寺本町〇-〇-〇									
		(B) 総務部長									
		氏名 (フリガナ) ホウレイ タロウ									
		名 法令 太郎									
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 後)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額		源 泉 徴 収 税 額	
(C) 給与・賞与		内 千 円 百 円 ⑦ 11 990 630			千 円 百 円 ⑪ 9 890 630			千 円 百 円 ②④ 4 733 414		千 円 百 円 ②⑤ 254 100	
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)	
有 従有 (H)		千 円 ⑰ 130 000		特 定 人 従 人 1 1 1		そ の 他 人 従 人 1 1		人 人 ⑰ 1 1		特 別 ⑰ 1 ⑱ 1 ⑳ 1	
(N) 社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			
内 千 円 百 円 ⑬+⑭ 2,124 514		千 円 百 円 ⑯ 117 900			千 円 百 円 ⑰ 21 000			千 円 百 円 ⑲ 205 000			
(R) 源泉徴収時所得税減税控除済額 150,000円, 控除外額 0円 ⑳ - 2 ㉑ - 4											
生命保険料金額の内		生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
円		39,600		40,500		35,800		85,000		115,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除通用版		居住開始年月日 (1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
円		1		平30年6月10日		住(特)		住(特)		円	
(源泉・特別) 控除対象配偶者		(フリガナ) ホウレイ ハナコ 氏名 法令 花子		区 分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	
円		950,000		円		199,490		円		0	
(フリガナ) ホウレイ イチロウ 氏名 法令 一郎		区 分		(フリガナ) ホウレイ サブロウ 氏名 法令 三郎		区 分		基礎控除の額		所得金額調整控除額	
円		150,000		円		150,000		円		150,000	
(b) 控除対象扶養親族		(フリガナ) ホウレイ ジロウ 氏名 法令 次郎		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____	
(フリガナ) ホウレイ サチコ 氏名 法令 幸子		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分	
(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分		(フリガナ) _____ 氏名 _____		区 分	
未 成 年 者		外 国 人		死 亡 退 職 者		災 害 者		乙 欄		本人が障害者 特 別 ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
就 職 退 職 年 月 日		中 途 就 職 退 職		受 給 者 生 年 月 日		元 号		年 月 日		(f)	
(e)		(e)		昭和		44		1		30	
支 払 者		住所(居所) 又は所在地		東京 都 新 宿 区 左 門 町 〇 - 〇 - 〇		氏 名 又 は 名 称		あ す か 株 式 会 社		(電話) 03-6858-XXXX	

図表3 源泉徴収簿（一部）

		区 分	金 額	税 額
年 末 調 整		給料・手当等	① 9,125,630 ^円	③ 489,500 ^円
		賞与等	④ 2,865,000	⑥ 226,524
		計	⑦ 11,990,630	⑧ 716,024
		給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 10,040,630	所得金額調整控除の適用 ⑩・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)
		所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円) 150,000	
		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪ 9,890,630	配偶者の合計所得金額 (950,000円) 旧長期損害保険料支払額 (円) ⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円) ⑬のうち国民年金保険料等の金額 (199,490円)
	社会保	給与等からの控除分(②+⑤)	⑫ 1,685,024	
	険料等	申告による社会保険料の控除分	⑬ 199,490	
	控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 240,000	
		生命保険料の控除額	⑮ 117,900	
		地震保険料の控除額	⑯ 21,000	
		配偶者(特別)控除額	⑰ 130,000	
		扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 1,860,000	
		基礎控除額	⑲ 480,000	
		所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳ 4,733,414	
		差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑ (1,000円未満切捨て) 5,157,000	㉒ 603,900
		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓ 205,000
		年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)		㉔ 398,900
		年調年税額(㉔×102.1%)		㉕ (100円未満切捨て) 254,100
		差引(超過額)又は不足額(㉕-⑧)		㉖ 461,924
の 精 算	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗	
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘	
	不足額 の 精 算	差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)	㉙ 461,924	
		同上のうち 本年中に還付する金額	㉚ 461,924	
		翌年において還付する金額	㉛	
	本年最後の給与から徴収する金額	㉜		
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝		

㉔-2 150,000 ㉔-3 248,900 ㉔-4 0

3 源泉徴収票の本人への交付

源泉徴収票を作成したら、令和7年1月31日まで(年の中途での退職者については、退職日から1カ月以内)に、「受給者交付用」を必ず本人に交付します。

給与所得の源泉徴収票は、書面による交付のほか、本人の承諾等一定の要件を満たせば、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。ただし、本人から請求があるときは、書面により源泉徴収票

を交付する必要があります。

4 源泉徴収票の税務署への提出

次ページ図表4の提出範囲に該当する人(令和6年中の支払額が一定金額を超える人)の源泉徴収票については、令和7年1月31日までに税務署に提出します。

5 給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、令和7年1月31日までに、その人の令和7年1月1日現在（令和6年中に退職した人については、退職時）の住所地の市区町村へ、1人について1枚提出します。

給与支払報告書は、中途退職者も含めて原則として全員分を提出しますが、年の途中で退職した者について、給与等の支払金額が30万円以下の場合には、提出を省略することができます。

なお、給与支払報告書の提出の際には、市区町村ごとに、給与支払報告書総括表を添付します。

が義務付けられています。令和6年分（令和7年1月提出分）の給与所得の源泉徴収票については、令和4年分（令和5年1月提出分）の枚数により判定することになります。

*令和8年分（令和9年1月提出分）から、枚数基準は30枚以上に引き下げられます。

なお、給与所得の源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・納税システム）または光ディスク等により提出しなければならない場合には、各市区町村への提出枚数にかかわらず、給与支払報告書についても、すべてeLTAX（地方税ポータルシステム）または光ディスク等による提出が義務付けられています。

6 源泉徴収票・給与支払報告書の提出方法

法定調書の種類ごとに、基準年である前々年の提出すべき枚数が100枚以上である場合には、e-Tax（国税電子申告・納税システム）または光ディスク等による提出

II 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成・提出

1 源泉徴収票（特別徴収票）の作成

令和6年中に退職手当等を支払った場

図表4 提出範囲

提出の範囲（提出の対象となる人）		金額
年末調整をした人	①法人の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）および現に役員をしていなくても令和6年中に役員であった人	150万円超
	②弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士等 *弁護士等に給与等として支払っている場合。弁護士等に報酬等として支払っている場合には、給与所得の源泉徴収票ではなく、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出する（支払金額が年間5万円以下の場合には提出不要）こととなります。	250万円超
	③上記①②以外の人（一般の従業員）	500万円超
年末調整をしなかった人	④扶養控除等申告書を提出した人のうち、令和6年中に退職した者、災害により被害を受けたため源泉所得税額の徴収の猶予または還付を受けた人	250万円超 (法人の役員の場合には50万円超)
	⑤扶養控除等申告書を提出した人のうち、給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全員
	⑥扶養控除等申告書を提出しなかった人（乙欄、丙欄適用者等）	50万円超

※ 非居住者に給与等を支払った場合は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出する（支払金額が年間50万円以下の場合には提出不要）こととなります。

合、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）を作成します。退職手当等とは、退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含む）をいいます。

*死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」の対象（受給者ごとに支払額が100万円を超える場合、支払調書の提出が必要）となりますので、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）を作成する必要はありません。

② 源泉徴収票（特別徴収票）の記入方法

記入方法は次ページ図表5の通りです（9ページ図表6は記載例）。

③ 源泉徴収票・特別徴収票の本人への交付

源泉徴収票を作成したら、退職日から1カ月以内に、「受給者交付用」を必ず本人に交付します。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は、書面による交付のほか、本人の承諾等一定の要件を満たせば、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。ただし、本人から請求があるときは、書面により源泉徴収票・特別徴収票を交付する必要があります。

④ 源泉徴収票の税務署への提出

法人（人格のない社団等を含む）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等については、退職所得の源泉徴収票を退職後1カ月以内に税務署に提出します。役員以外の人の源泉徴収票は、税務署に提出する必要はありません。

ただし、令和6年中に退職した受給者分を取りまとめて令和7年1月31日までに提出しても差し支えないこととされています。

*非居住者に退職手当等を支払った場合は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出する（支払金額が年間50万円以下の場合には提出不要）こととなります。

⑤ 特別徴収票の市区町村への提出

法人の役員に対して支払う退職手当等については、退職所得の特別徴収票を退職後1カ月以内に受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。役員以外の人への源泉徴収票は、市区町村に提出する必要はありません。

Ⅲ 法定調書合計表の提出等

① 法定調書合計表の提出

法定調書を税務署に提出する場合には、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を併せて提出します。

法定調書合計表には、「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票」以外に、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」を合わせた6種類の法定調書の内訳等を記入します。

② 法定調書に誤りがあった場合

提出した法定調書に誤りがあった場合に

図表5 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記入方法

記 入 欄	記 入 す べ き 内 容
Ⓐ支払を受ける者 －住所又は居所	作成日現在の住所または居所を記入します。
Ⓑ支払を受ける者 －令和6年1月1日の住所	令和6年1月1日現在の住所を記入します。
Ⓒ支払を受ける者－氏名	氏名と退職時の役職名を記入します。
Ⓓ区分【上段】	「退職所得の受給に関する申告書」に、令和6年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。
Ⓔ区分【中段】	「退職所得の受給に関する申告書」に、令和6年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。
Ⓕ区分【下段】	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合（支払額の20.42%を源泉徴収した場合）に使用します。
Ⓖ支払金額	令和6年中に支払いの確定した退職手当等の金額を記入します。なお、源泉徴収票作成日現在で未払いのものがあるときは、その金額を内書きします。
Ⓕ源泉徴収税額	令和6年中に源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の合計額を記入します。
Ⓖ特別徴収税額	令和6年中に特別徴収すべき地方税の税額を記入します。
Ⓖ退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算にあたり控除した金額を記入します。
Ⓖ勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数（1年未満の端数切上げ）を記入します。
Ⓖ就職年月日	就職した年月日を記入します。
Ⓖ退職年月日	退職した年月日を記入します。
Ⓖ(摘要)	<p>①短期退職手当等または特定役員退職手当等の金額が含まれる場合には、短期退職手当等または特定役員退職手当等の金額、短期勤続年数およびその計算の基礎または特定役員等勤続年数およびその計算の基礎を記入します。</p> <p>②一般退職手当等、短期退職手当等、特定役員退職手当等のいずれか2以上が支給され、かつ、それぞれの勤務期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数または全重複勤続年数も記入します。</p> <p>③「退職所得の受給に関する申告書」に令和6年中に支払いを受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払者の氏名または名称ならびにその支払いを受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額、特別徴収税額を記入します。</p> <p>④障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた場合には、「障」を記入します。</p> <p>*記入例は、特定役員退職手当等の金額が含まれる場合（上記①）の記入例で、特定役員退職手当等の金額、特定役員等勤続年数、計算の基礎が記入されています。</p>

*受給者交付用には、個人番号・法人番号は記入しませんが、税務署提出用、市区町村提出用には、支払を受ける者、支払者の個人番号・法人番号を記入します。

は、①すでに提出した誤りのある源泉徴収票と同じ内容のものを作成（コピー）し、その右上部の余白に「無効」と赤書き、②誤りがあった（無効とする）源泉徴収票の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「4」（無効）を記入、

③正しい内容の源泉徴収票を作成し、その右上部余白に「訂正分」と赤書き、④正しい内容の源泉徴収票の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「3」（訂正）を記入し、①～④を提出します。

図表 6 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記入例

令和 6 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を受ける者	住所又は居所	A 東京都目黒区五本木〇-〇-〇			
	令和 6 年 1 月 1 日の住所	B 同上			
	氏 名	C (役職名) 常務取締役 日本 一郎			
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県	税
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分	D 20,000,000	H 921,452	I 399,000	J 266,000	円
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分	E				
所得税法第 201 条第 3 項並びに地方 税法第 50 条の 6 第 2 項及び第 328 条 の 6 第 2 項適用分	F				
退職所得控除額	勤 続 年 数	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日		
K 1,010 万円	L 23 年	M 平成 14 年 4 月 1 日	N 令和 6 年 9 月 30 日		
(摘要)	O 特定 支払金額 5,000,000 円 勤続年数 4 年 (令 3.6.1 ~ 令 6.9.30)				
支払者 (受給者交付用)	住所(居所)又は所在地	東京都新宿区左門町〇-〇-〇			
	氏名又は名称	あすか株式会社			
		(電話) 03-6858-XXXX			

316

【執筆者略歴】安田 大 (やすだ だい)

東京都出身、慶應義塾大学経済学部卒業。1993年、税理士・社会保険労務士登録し、独立開業。現在、あすか会計事務所代表。有限会社シアトリカル代表取締役、元青山学院大学大学院非常勤講師。事務所経営の傍ら、書籍・雑誌の執筆や実務セミナー講師、社会福祉法人や公益財団法人等の監事を務める。著書に『Q & A 人事・労務専門家のための税務知識』（中央経済社）、『入門の入門、図解でわかる減価償却のしくみ』、『小さな会社の総務・経理の仕事ができる本』、『人気講師が教える税理士最短最速合格法』、『税金のキモが2時間でわかる本』（日本実業出版社）、『これだけでOK速攻！年末調整』、『給与計算のしくみと流れがわかる本』、『給与計算実況中継』（日本法令）などがある。

著者 あすか会計事務所
税理士・社会保険労務士 安田 大
ビジネスガイド 2024年 12月号より